

E T C コーポレートカード利用約款 (抜粋)

(契約者のカードの一部に対する割引停止及び利用停止)

第23条 当公団は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。

- 一 カードを、表示された車両以外の車両に利用したとき。
- 二 カードを、カード利用者以外の者に利用させたとき。
- 三 当公団の管理する道路において、カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。
- 四 車両制限令に違反したとき又は当公団が管理する道路において車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき。
- 五 本約款に違反する行為をしたとき。
- 六 カード利用者として不適当な行為をしたと当公団が認めたとき。

2 当公団は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について利用を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の利用の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。

- 一 第1項各号に該当する行為をしたときで、その情状が重いとき。
- 二 セットアップした車載器を正当に保有しないことが判明したとき。
- 三 当公団に対する原因者負担金の債務を有することとなり、かつ、その履行をしないとき(ただし、債務の発生時から1年を経過していないとき及び債務の発生時から1年を経過しており、かつ、その履行を終えていないことについて当公団がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。)
- 四 本約款に違反する行為をし、その情状が重いとき。
- 五 カード利用者として著しく不適当な行為をしたと当公団が認めたとき。

3 前項の定めにより利用停止に該当することとなったカードの当該利用停止期間中における取扱いについては、当公団の指示に従って下さい。なお、契約者が当該指示に適切に従わなかったことにより生じる一切の責任は、契約者に負っていただきます。

(契約者のカードの全部に対する割引停止及び利用停止)

第24条 当公団は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの全部について割引を停止するものとします。

- 一 契約者が、虚偽の申告によりカードの貸与を受けたとき又は虚偽の申告によりカードの貸与を受けようとしたとき。
- 二 契約者が事業協同組合である場合において、当該事業協同組合が、カード利用事業のみを説明して加入の勧誘をしたとき、又は大口・多頻度割引の内容を明示せずに、当該事業協同組合が設定する割引内容の説明のみをもって加入の勧誘したとき、若しくは、当該事業協同組合又はそのカード利用者が第三者にこれと同様の行為をさせたとき。
- 三 契約者が、前条の定めにより、カードの一部について割引を停止又は利用を停止されている場合で、当該割引停止の期間中又は利用停止の期間中に、カード利用者が前条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。
- 四 契約者が、前条に基づく警告を受けたときで、当該警告を受けた日から遡って過去2年間に、前条に基づく警告を既に2回受けているとき。
- 五 契約者の代表者及びこれに準ずる者が前条第1項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又はカード利用者が、契約者の故意又は重過失により、前条第1項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
- 六 契約者が、本約款に違反する行為をしたとき。
- 七 契約者が、契約者として不適当な行為をしたと当公団が認めたとき。

2 当公団は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの全部の利用を停止するものとします。

- 一 契約者が、第18条の定めにより督促を受けた後納料金を督促期限までに支払わないと

- き。
- 二 契約者が、第21条第1項に定める期限までに追加保証書の提出又は追加保証金の預託をしなかったとき。
 - 三 契約者が、会社更生、会社整理若しくは民事再生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき（ただし、申立て前及び申立て以後の後納料金等を支払うことが確実であると当公団が認めたときは、この限りではありません。）。
 - 四 契約者が、当公団へ預託している保証金について差押、仮差押、保全差押若しくは仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - 五 契約者について、前各号に定める場合の他、後納料金等の支払いが危ぶまれる事由が発生したと当公団が認めたとき。
 - 六 契約者が、前条第2項第3号に基づきカードの一部について利用を停止されている場合で、当該利用停止の期間が満了するまでに、原因者負担金の債務が履行されないとき。
 - 七 契約者の代表者及びこれに準ずる者が前条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又はカード利用者が、契約者の故意又は重過失により、前条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - 八 契約者が、前項の定めにより、その利用するカードの全部について割引を停止されている場合で、当該割引停止の期間中に、当該契約者又はそのカード利用者が前条第1項各号、同条第2項各号又は前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。
 - 九 契約者が、本約款に違反する行為をし、その情状が重いとき。
 - 十 契約者が、契約者として著しく不適当な行為をしたと当公団が認めたとき。
- 3 前項の定めにより利用停止に該当することとなったカードの当該利用停止期間中における取扱いについては、当公団の指示に従って下さい。なお、契約者が当該指示に適切に従わなかったことにより生じる一切の責任は、契約者に負っていただきます。

（契約者資格の取消し）

第25条 当公団は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者の契約者たる資格を取り消すものとします。この場合において、契約者は、返却届を添え、直ちにカードを当公団に返却して下さい。

- 一 契約者が、第3条第3項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- 二 契約者が法人である場合において、法人登記簿に記載された事業（カードの利用に係る事業を除きます。）の実績がないとき、及び契約者が事業協同組合である場合において、当該事業協同組合が、中小企業等協同組合法第33条の定めにより定款に記載された事業（カードの利用に係る事業を除きます。）の実績がないとき。
- 三 契約者又はカード利用者が、カードを改変したとき。
- 四 本約款に違反する行為により、当公団に対して賠償債務を有することとなった契約者が、当該賠償債務を履行しない場合、又は当該賠償債務に係る債権の担保を当公団に提供しない場合で、当公団が契約者たる資格を取り消すことが適当であると認めたとき。なお、当該賠償債務に係る債権の担保を当公団に提供しない場合とは、公正証書（債務不履行のときには直ちに強制執行に服する旨の記載があるものに限り。）の作成に応じないとき、当公団が適当と認める当該賠償債務に係る連帯保証人の保証書を差し入れないとき、若しくは当公団が適当と認める当該賠償債務に係る抵当権設定及びその登記を行わないときをいうものとします。
- 五 契約者が法人（事業協同組合を含みます。）である場合において、当該法人又は当該法人の代表者が、カードの利用によって生じた財産上の利益から不正な手段を用いて自己又は他の役員の利得を得たことにより、法人税法違反又は背任、横領等により起訴された場合で、当公団が契約者たる資格を取り消すことが適当であると認めたとき。
- 六 契約者が、前条第2項第1号の定めによりカードの全部の利用を停止されている場合で、当該利用停止の期間が満了するまでに、後納料金等を支払わないとき。
- 七 契約者が、前条第2項第2号の定めによりカードの全部の利用を停止されている場合で、当該利用停止の期間が満了するまでに、追加保証書の提出又は追加保証金の預託をしなかったとき。
- 八 契約者が、前条第2項第3号の定めによりカードの全部の利用を停止されている場合で、後納料金等を支払うことが著しく困難であると認められるとき。
- 九 契約者が、前条第2項第4号の定めによりカードの全部の利用を停止されている場合で、当該申立て又は当該滞納処分に係る保証金に代わるべき新たな保証金の預託がなく、かつ、当該利用停止の期間が満了するまでに当該申立てが取り下げられず、又は当該滞納処分が解除

されないときと当公団が認めたとき。

- 十 契約者が、後納料金等を支払うことが著しく困難であると認められるとき。
 - 十一 契約者が、前条第2項第6号の定めによりカードの全部の利用を停止されている場合で、当該利用停止の期間が満了するまでに、原因者負担金の債務が履行されないとき。
 - 十二 契約者が、本約款に違反する行為をした場合で、その情状が特に重いとき。
 - 十三 契約者が、契約者として不適格であると当公団が認めたとき。
 - 十四 契約者が、前条の定めによりカードの全部の利用を停止されている場合で、当該利用停止の期間中に、当該契約者又はそのカード利用者が第23条第1項各号、同条第2項各号、第24条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。
 - 十五 契約者が、過去2年間において、カードによる高速道路等の利用を一度もしていないとき。
- 2 契約者が保証書の提出により後納料金等の支払いを保証している場合において、第1項の定めにより契約者たる資格が取り消された場合は、当公団は、後納料金等が完済されていることを確認のうえ、保証書（追加保証書がある場合においては、保証書及び追加保証書）を契約者に返還します。
- 3 契約者が保証金の預託により後納料金等の支払いを保証していた場合において、第1項の定めにより契約者たる資格が取り消された場合は、契約者は、保証金返還請求書に保証金預り証及び追加保証金預り証又はそのいずれか一方を添えて、当公団に保証金の返還を請求して下さい。当公団は、後納料金等が完済されていることを確認のうえ、保証金を返還します。
- 4 契約者がカードの返却を遅滞したこと、又は適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は、契約者に負っていただきます。